

広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則を廃止する規則

広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則（昭和三十五年広島県規則第三十
一号）を廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。